

# かたり通信

福井から原発を止める  
裁判の会 会報

SINCE MAY 2012



◆発行：福井から原発を止める裁判の会◆

■代表：中嶋哲演 事務局長：嶋田千恵子

■「裁判の会」事務局連絡先→問い合わせは・・・

・南康人(090-1632-8217)又は

・小野寺恭子(090-6275-4451) 〒910-3606 福井県福井市田尻谷町 14-1 まで

■弁護士事務局連絡先：笠原一浩弁護士

〒914-0041 福井県敦賀市布田町 84-1-18

みどり法律事務所 (0770-21-0252)

♥カンパ等のゆうちょ銀行振込先

口座名：福井から原発を止める裁判の会

ゆうちょ払込票 00760-6-108539

普通預金 記号 13340 番号 06371031

◆ホームページ：<http://adieunpp.com> (本通信 PDF 版/その他情報をアップロード！)

## ばらつき条項修正に警戒を&控訴審注目！

昨年(2020 年)12 月 4 日の関電大飯 3・4 号機の設置変更許可処分に係る大阪地裁の住民側勝訴判決は皆さん既によくご存知だと思います。問題点はいくつかあるようですが(予想被ばく量が 20mSv 以下の原告については訴えを却下など)、1992 年の伊方最高裁判決の判断枠組みを厳格に適用した結果がこの判決でした。経験式に断層面積を代入して得られた地震モーメントは「平均値」であることから、経験式が有するばらつきを考慮して、その平均値への上乗せ(例えば 1 標準偏差)の必要性について、審査ガイドのばらつき条項に従って検討しなければいけないのに、関電も国も何もしていなかった・・・ということから、「規制委の判断は地震規模の想定で必要な検討をせず、看過しがたい過誤、欠落がある」と裁判所は断じて、国による設置変更許可処分の取り消しを命じたのです。

その後、昨年の 12 月 17 日に国は控訴しましたが、実はそれ以前より規制委は「対策」を開始していました。昨年 9 月 16 日の第 35 回口頭弁論での結審直後の 9 月 23 日、規制庁は審査ガイド内のばらつき条項の「経験式が有するばらつき」は誤解を与えることから修正することを提案しています。さらに 10 月 28 日の規制委員会では、「表現の改善に早期に取り組むことが必要」であることを再確認しています。



そして 12 月 4 日の判決後、規制委は 12 月 16 日付で「基準地震動の策定に係る審査について」という文書を公表しており、そこには以下のような記述があります。

「審査では、入倉・三宅式を用いて地震モーメントを計算する際、式の基となった観測データのばらつきを反映して計算結果に数値を上乗せする方法は用いていない。そのような方法は、強震動予測レシビで示された方法ではなく、かつこのような方法の科学的根拠を承知していないからである。」

このような国の動きを一言で言えば「経験式の結果への上乗せは断じてしない。一審で負けたのは審査ガイドの表現のまずさが原因であり、それを修正すれば問題ないでしょう」というものです。福島事故を背景に、審査の過程で入倉考次郎氏をはじめとする専門家の意見を取り入れたばらつき条項設定の経緯などは、忘れ去られてしまっているかのようです。

原告は今年に入って 1 月 14 日に、控訴審判決が出るまでの間は許可処分を取り消しを求める執行停止の申立てを大阪高裁に対して行っています。以上のことから…

- **国のばらつき条項修正の動きに注目！**
- **大阪高裁での控訴審を応援しよう！（初回口頭弁論期日は現時点では未定）**
- **大阪高裁での執行停止の申立てを応援しよう！**

\*\*\*\*\*

## 福井・石川県&核燃サイクルの訴訟

**（係争中のもの：2021 年 2 月上旬現在）**

（＊状況により情報が変更される可能性があります。）

### ■ 大阪原発 3、4 号機

- ◇ 係属裁判所：大阪高裁
- ◇ 裁判の種類：行政訴訟
- ◇ 被告：国、2017 年 12 月より関西電力が加わる。
- ◇ 提訴日：2012 年 6 月 12 日、2020 年 12 月 4 日一審勝訴！
- ◇ 主な争点：基準地震動の過小評価。最終的には論点を地震に限定され、特に審査ガイドの「ばらつきの考慮」が焦点となっている。
- ◇ 経過：2020 年 12 月 4 日の勝訴判決後、国は 12 月 17 日にこれを不服として控訴。一方で原告は年を超えた 2021 年 1 月 14 日に、地裁判決を受けて執行停止の申立てを行っている。現時点で控訴審での初回口頭弁論期日は未定。

### ■ 大阪原発 3、4 号機

- ◇ 係属裁判所：京都地裁
- ◇ 裁判の種類：民事訴訟
- ◇ 被告：関西電力
- ◇ 提訴日：2012 年 11 月 29 日
- ◇ 主な争点：事故時の避難の困難性、活断層を含む地盤特性の問題点、基準地震動、火山灰、津波、核燃料溶融対策など。
- ◇ 経過：昨年 12 月 8 日の第 27 回口頭弁論では、弁護団より裁判が大詰めを迎える段階に来たことが報告され、今後は証人調べる計画を決めるとの見通しが示された。第 28 回口頭弁論は 2 月 25 日（水）午後 2 時 30 分から 101 号法廷。

### ■ 大阪原発 3、4 号機、高浜原発 1～4 号機、美浜原発 3 号機

- ◇ 係属裁判所：大津地裁
- ◇ 裁判の種類：民事訴訟
- ◇ 被告：関西電力
- ◇ 提訴日：2013 年 12 月 24 日
- ◇ 主な争点：福島第一原発事故の原因論、判断枠組み論、新規制基準の合理性、基準地震動の過小評価問題

等々多岐にわたる。

◇ 経過: 昨年 12 月 10 日の第 27 回口頭弁論では、大阪地裁判決を踏まえて、3 原発が新規規制基準に適合していない旨をさらに主張していくことを確認。第 28 回口頭弁論は 3 月 11 日(木)の予定。

### ■ 高浜原発 1、2 号機、美浜原発 3 号機

◇ 係属裁判所: 名古屋地裁  
 ◇ 裁判の種類: 行政訴訟  
 ◇ 被告: 国  
 ◇ 提訴日: 2016 年 4 月 14 日  
 ◇ 主な争点: 新規規制基準適合性審査の過誤・欠落に加え、40 年超運転延長認可に係る審査基準の不合理性、審査の是非が争点。  
 ◇ 経過: 高浜 1、2 号機と美浜 3 号機について、別々の事件として審理が進められている。今年 1 月 28 日の口頭弁論では、原告側が違法性の主張の一部を撤回。残る主張は、地震、火山、老朽化(ケーブル、中性子照射脆化)、その他(加振試験・減衰乗数に関する主張、使用済み燃料ないし最終処分に関する主張)の 4 点に絞る旨を表明。次回口頭弁論は 5 月 10 日(月)、11:00～高浜 1、2 号機 第 18 回口頭弁論、14:30～美浜 3 号機 第 16 回口頭弁論。

### ■ 原発バックフィット・停止義務付け訴訟

◇ 係属裁判所: 名古屋地裁  
 ◇ 裁判の種類: 行政訴訟  
 ◇ 被告: 国  
 ◇ 提訴日: 2020 年 10 月 5 日  
 ◇ 主な争点: 規制委が、関電の高浜発電所 3 号機及び 4 号機について、大山噴火の見直しに伴うバックフィット(設置変更許可に限らず、工事計画変更認可、保安規定変更認可及び使用前検査まで含んだ安全の確認)が終わるまで、使用停止を命じないのは炉規法 43 条の 3 の 23 第 1 項に違反するのでは!?  
 ◇ 経過: 初回口頭弁論は 2021 年 1 月 27 日。福井県高浜町の立地地元住民である東山幸弘さんが意見陳述。今冬の大雪にも触れながら自然を甘く見てはい

けないこと、科学にも限界があることを踏まえて保守的な評価をせよと訴えました。第 2 回口頭弁論は 5 月 19 日(水)14:30 名古屋地裁 1 号法廷。

### ■ 福井県若狭の関電原発 7 基(注目!)

◇ 係属裁判所: 大阪地裁  
 ◇ 裁判の種類: 民事訴訟仮処分申立  
 ◇ 被告: 関西電力  
 ◇ 申立日: 2020 年 5 月 18 日  
 ◇ 争点: 原発事故の際の避難は「3密」状態を作り出し、避難そのものも人の移動も好ましくないとする新型コロナウイルス対策と矛盾する。  
 ◇ 経過: 昨年 12 月 21 日に第 3 回審尋が行われ結審。裁判長は年度内に決定を出す旨を明言!!

### ■ 志賀原発 1 及び 2 号機

◇ 係属裁判所: 金沢地裁  
 ◇ 裁判の種類: 民事訴訟  
 ◇ 被告: 北陸電力  
 ◇ 提訴日: 2012 年 6 月 26 日  
 ◇ 主な争点: 2016 年 4 月 27 日、原子力規制委員会は有識者会合が 1 号機原子炉建屋直下の断層について「活断層と解釈するのが合理的」とした報告を受理。この結果がくつがえらなければ 1 号機は再稼働できず、2 号機も大幅な耐震工事が必要。  
 ◇ 経過: 昨年 11 月 5 日の第 31 回口頭弁論では、原告の柚木(ゆうき)光さんが意見陳述。柚木さんは「志賀原発を廃炉に! 訴訟」の最初の原告団事務局長であり、この裁判の起ち上げに中心的に関わった一人。柚木さんは福島原発事故の時もコロナ禍の現在も、非常時には社会的弱者が最も犠牲を強いられるという「差別の構図」があることを指摘。そして、「そもそもわが国の原発は何故いわゆる過疎地に立地されているのでしょうか」と問いかけを行った。裁判長は「前回示した審理方針(規制委員会の判断が出るまで待つ)は変更しない」と告げて閉廷。次回第 32 回口頭弁論は 2 月 4 日 14:00～▶本誌発行時期とタイミングが重なってしまいました。次回口頭弁論期日については、別途葉書で



近隣の支援者の皆様には情報提供する予定です。

## ■ 志賀原発 1 及び 2 号機

- ◇ 係属裁判所: 富山地裁
- ◇ 裁判の種類: 民事訴訟
- ◇ 被告: 北陸電力の代表取締役 5 名
- ◇ 提訴日: 2019 年 6 月 18 日
- ◇ 主な争点: 本件原発の再稼働・再稼働を前提とした行為を行うことは、善管注意義務及び忠実義務違反であり、会社法第 360 条の株主差止請求権に基づき、再稼働・再稼働を前提とした行為の差止を請求する。
- ◇ 経過: 12 月 9 日の第 4 回口頭弁論では、裁判長が「裁判所としては事故リスクについて関心を持っている」と述べ、準備書面の中で掲げた 12 の注意義務の中の 4 つについて「審理の必要性は高い」と表明。第 5 回は 2021 年 3 月 22 日(月)15:00～。第 6 回は 7 月 14 日を予定。

## ■ 宗教者による核燃サイクル訴訟

- ◇ 係属裁判所: 東京地裁
- ◇ 裁判の種類: 民事訴訟
- ◇ 被告: 日本原燃株式会社
- ◇ 提訴日: 2020 年 3 月 9 日
- ◇ 主な争点: ① 原発は憲法違反である、② プルトニウムを生み出し続ける核燃サイクルは軍事転用の恐れがある、③ 使用済み燃料・放射性廃棄物を後世に残すことは宗教者、信仰者としての倫理性に反する、④ 核燃サイクルは非人間的な被ばく労働を強いる。
- ◇ 経過: 昨年 12 月 17 日に初回口頭弁論。原告団共同代表の中嶋哲演さんは、原発が辺鄙な地方に押し付けられていること自体が原発に安全性に欠けている証左であると主張。同じく共同代表の岩田雅一さんは、「この国はリスク管理ができない。リスクを想定して安全を担保できない。危機管理も事後的な対応でしかない。」と指摘。代理人の河合弘之弁護士は、「再処理工場を止めるということは日本の原発問題の息の根をとめるということ」だと主張。被告の日本原電は、反論に時間がかかるとして、準備書面の提出は来年 3 月と 6

月になる見通し。このため次回は 2 月 12 日に進行協議を行う。

## 第 14 回学習会の報告書を同封しています！ぜひご一読を！

昨年 12 月 5 日に井戸謙一弁護士を講師にお招きして開催した Zoom 学習会の報告書を同封しています。原発問題についての 2020 年回顧、広島高裁判・大阪地裁判決の紹介、各地の訴訟でクローズアップされてきた問題点など。分かりやすい語り口で注目すべきテーマを語っていただきました。

## 【Editor's note】 ▼ 宗教者による核燃サイ

クル訴訟の第 1 回口頭弁論の様子を、「宗教者核燃裁判事務局」が作成しているウェブサイトで見ることができます。最初に頁にある「ブログ」をクリックすると、口頭弁論に先立って行われた元福井地裁裁判長樋口英明さんの講演会や報告集の様子も視聴できますので、可能な方はぜひ試みてください。以下の URL です。

<https://www.kakunensaiban.tokyo/>

▼ 私事ですが、今年 1 月の雪で、4 日間にわたりクルマ 3 台がすっぽり埋まってしまった様子です。(編集子)

